

助成制度のご案内

注意:いずれの場合も申請は、同一の住宅(同一の世帯)について同一年度に1回限りです。

節水型トイレ改修助成制度

皆さんの節水したいという気持ちを後押し!!

既存の水洗トイレから節水型トイレ(大の洗浄水量6.5ℓ以下)へ改修した場合に助成金を交付しています。
ただし、予算額に達した日に受付を終了します。



助成金額について	改修後の節水型トイレの大の洗浄水量	助成金額
1台のみ改修の場合	4ℓを超え~6.5ℓ以下	1万5,000円
	4ℓ以下	2万5,000円
2台以上の改修の場合	6.5ℓ以下ならば、水量・台数にかかわらず	3万円

① 市内のトイレ改修工事業者と契約、工事

※工事前に必ず既存トイレの写真を撮影。
申請に必要。



② 工事後、助成金の交付申請(請求)

※申請に必要な書類はHPなどで確認。
または、支所・サービスセンターにもあります。

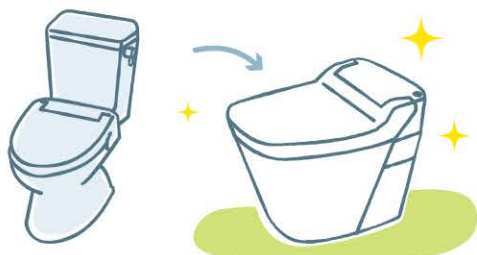
(必要に応じて市が現地確認)



③ 助成金の交付決定通知



④ 助成金の入金



※令和2年10月時点の内容です。年度毎で制度が変更になることがありますので、最新の内容はHPをご確認いただくか、下記までお問合せください。

対象者

- 改修工事住宅を市内に所有し、その住宅に住んでいる(住民登録がある)人
※市税の滞納がない人、暴力団員ではない人

対象住宅

- 市内にある、建築基準法に違反していない戸建住宅・集合住宅で、申請者が所有(借家は不可)
※分譲型マンションや店舗等併用住宅は、申請者居住専用部分(なお、併用住宅は居住に使用している部分のトイレ)

対象工事(以下を全て満たす工事)

- 既存の水洗トイレを節水型トイレへ改修する工事
- 改修前と改修後で洗浄水量が1リットル以上減少する工事
注意:松山市や国が実施する他の補助事業の補助金等を重複して申請はできません。

工事依頼できる事業者

- 市内に事業所等がある個人または法人の水道の工事業業者やリフォームの工事業業者で、工事後に「節水型トイレ改修証明書」に記入証明できる事業者

お問合せ・お申込み

松山市水資源対策課(節水対策担当)…TEL.089-948-6948

受付は、郵送または松山市水資源対策課窓口(市役所本館5階)です。支所での受付は行いませんのでご注意ください。

詳細は、松山市水資源対策課ホームページ、チラシ(松山市水資源対策課、各支所などに設置)をご覧ください。

